

予防接種のお知らせ

ポリオワクチンの接種方法が変わりました

ポリオワクチンは、9月1日より不活化ワクチンから医療機関で接種する方法に変わります。9月1日時点で対象年齢に該当し、生ワクチンの2回投与が終わっていない方へは8月中旬に個別にお知らせを送付しています。

麻しん風しん混合ワクチン(MR)の接種を忘れずに受けましょう

今年度に入り風しんの患

9月は健康増進普及月間

特定健康診査を受けましょう!

- 1に運動
 - 2に食事
 - 最後にクスリ
- 健康寿命をのびましょう

9月は、健康増進普及月間です。健康づくりには、日々の規則正しい生活習慣と定期的な健(検)診が役に立ちます。この機会にぜひ健診を受けましょう。

中学校入学前にジフテリア破傷風混合(DT)2期を受けましょう

DT(2期)は、乳幼児期に接種した百日せきジフテリア破傷風混合(DPT)1期(4回)の追加接種を行うことにより、ジフテリア破傷風の免疫を確保するものです。小学校6年生の方に個別通知を行っています。

子宮頸がん予防ワクチンの初回接種は9月30日までに済ませましょう

市では、中学校1年～高校1年生に相当する年齢の女子を対象に子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を助

成しています。助成期間内(平成25年3月31日まで)に3回の接種を完了するためには、9月30日までに1回目を接種する必要があります。

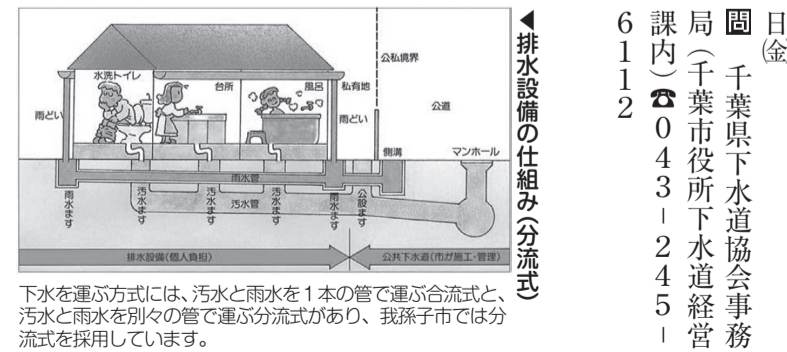
体調や学校行事などで予定通り接種ができない場合もありますので、接種をお考えの方は早めの接種をお勧めします。

9月10日は第52回「下水道の日」です

下水道は、トイレの水洗いや汚水排水の排除といった生活環境の改善のほか、川や海、湖沼の水質浄化に欠かせないものです。市内の家庭や工場などから出た汚水は、下水道管を流れて手賀沼終末処理場で処理され、きれいな水となり利根川へ放流されます。下水道の役割について理解と関心を深めていただくため、毎年9月10日を「下水道の日」とし、下水道の普及を促進しています。

下水道排水設備工事責任技術者登録更新

資格有効期限が平成25年3月31日の方は登録更新の手続きが必要です(申請書類は登録住所へ郵送)。



9月10日(月)～16日(日)は自殺予防週間です

つながりたいいのちを救う 心のきずな

(我孫子市自殺対策キャッチフレーズ)

自殺者の多くは、うつ病などの心の病気を発症していると言われています。大切な人の命を自殺の危機から救うため、「自殺のサインに気づくこと(気づき)」「専門医や専門の相談機関につなぐこと(つなぎ)」「温かく支え、見守ること(見守り)」を心がけましょう。

相談窓口一覧		
我孫子市 (受付時間など、担当課までお問い合わせください)		
心の相談	障害福祉支援課	☎7185-1111、内線421
生活相談	社会福祉課	☎7185-1113
健康相談	健康づくり支援課	☎7185-1126
消費生活相談	消費生活センター	☎7185-0999
千葉県		
松戸健康福祉センター	☎047-361-2138	[月～金、午前9時～午後5時]
千葉県精神保健福祉センター	☎043-263-3893	[月～金 午前9時～午後4時30分]
	☎043-268-7830	[月～金 午後1時～6時30分]
	☎043-268-7474	[月～金 午後1時～6時30分]
中核地域生活支援センターほっとねっと	☎047-309-7677	[365日、24時間]
その他		
千葉いのちの電話	☎043-227-3900	[365日、24時間]

うつについてのコラム

うつになりやすい人は自分よりも人を優先する優しい人。自分を大切にするとすると漠然としすぎてわからないという人が多いようです。そういう場合は、「親切にする」ということを心がけてみましょう。ほかの人に親切にするのと同じように、自分の行動や考えにも親切に余裕を持って対応しましょう。(袋下成子さん(我孫子市自殺対策協議会会長))

9月10日は「屋外広告の日」

屋外広告物にはルールがあります

広告物が無秩序に氾濫すると、まちの美観を損ねるだけでなく危険が伴う場合もあります。

市では千葉県屋外広告物条例に基づく規制や指導のほか、市の景観条例に基づき、一定の規模を超えるものについては色彩などについて届出・協議を行っています。

また市民の方々に屋外広告物除去サポート団体として、違反広告物除去活動にご協力いただき、違法に取り付けられた「はり紙」「はり札」「立て看板」「広告旗」を除去する活動を行っています。平成23年度は約600件を除去しました。今後とも美しく安全なまちなみを目指して、広告主

▲代表的な広告物の例

- 屋上広告塔
- 屋上広告板
- アドバルーン
- 壁面広告
- 抽付看板
- 野立広告
- 突出広告
- のぼり旗
- 立て看板
- 巻立看板
- 違反広告物(無許可に設置された立て看板)
- 違反広告物(歩道上に置かれたのぼり旗)
- 違反広告物(無許可に設置されたはり紙)

●広告物の種類によって、表示面積や高さなどが法令に基づき制限されており、多くの場合、掲出を行う前に市の許可が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●道路上(歩道も含む)や、電柱に許可なく広告物を設置することはできません。

☎ 都市計画課 景観推進室・内線578